

(仮称) 市民参画と協働の推進条例のコンセプト (正副委員長案)

A 総則

- (1) 目的…自治基本条例の理念に基づき、参画と協働を拡充推進する。
- (2) 定義…用語の意味を定める。とくに参画と協働の意味を明確にする。

B 参画

- (1) 参画の対象、方法を定める。
- (2) とくに重要な方法として、パブリックコメント、審議会、(無作為抽出による) 市民会議等について定める。

C 協働

- (1) 協働のルールを定める。
 - ① 後援、事業協力、共催、協定・契約などの協働の形態
 - ② 市民と行政が、それぞれの役割に応じて互いに支え合い、補完し合いながら取り組む関係
- (2) 「新しい公共」の支援に関する提言を踏まえ、市民公益活動の推進(相互支援)のための取組みを定める。
 - ① 効果的な活動情報の発信、あいぽーと等の活動の場の充実、人・物・財政的支援
 - ② 新たに公益活動に参加する人材の育成(まちづくりサポーター養成活用講座)
 - ③ 受益団体に求められるアカウンタビリティ(説明責任)とレスポンシビリティ(自己責任)

D 推進のための制度

特定の区域や特定の分野の課題解決のため、参画と協働を前提とした市民と行政の合意形成の仕組みを整備することを定める。

- (1) 小学校区を単位としたコミュニティ活動を基本
- (2) 校区自治協など市民間の協議の場
- (3) 政令市移行後の区における市民と行政の協議の場
- (4) 地域情報の共有
- (5) 毎年度の参画協働の取組みの検証と公表

その他

- (1) 見直し…政令市移行時や成果検証を踏まえて見直す。
- (2) 委任…条例に盛り込まないものは規則や要綱で定める。
- (3) 名称…「市民参画と協働の推進条例」をたたき台として検討する。